

福岡県中小企業振興資金融資制度要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、県内中小企業の事業活動に必要な資金の融資を促進し、その近代化と経営基盤の安定を図り、もって中小企業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者であつて、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種の事業（以下「特定事業」という。）を営む者をいう。

2 この要綱において、「組合」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体のうち、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合であつて、特定事業を営む者をいう。

3 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業者及び組合をいう。

4 この要綱において、「特定事業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第5項に規定する特定事業者をいう。

5 この要綱において、「小規模企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第7号（別表1-7-2においては同項第1号から第6号）までに定める小規模企業者であつて、特定事業を営む者をいう。

6 この要綱において、「県指定再生手続開始申立等事業者」（以下「県指定事業者」という。）とは、知事が「県指定再生手続開始申立等事業者指定要領」に基づき指定した事業者をいう。

7 この要綱において、「会社設立創業者」とは、事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない者であつて、新たに会社（中小企業者に限る。）を設立した者をいう。

8 この要綱において、「同一業種」とは、日本標準産業分類（総務省編集）の小分類の範囲内の業種をいう。

(融資基金及び融資目標)

第3条 県は、この制度を実施するため知事の指定する金融機関に県資金を預託する。

2 金融機関は、前項の預託金を基金として知事が別に定める融資目標額以上の融資を常時行うものとする。

(融資対象者)

第4条 融資の対象となる者は、事業税（事業税の課税がない場合は、県・市町村民税）を完納している者であつて、別表1に掲げる融資対象者のいずれかに該当する者とする。ただし、無担保、無保証人で借り受ける者のうち特別小口保険にかかる保証を利用する者については、源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は県市町村民税の所得割のいずれかを過去1か年間完納している者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、融資を受けることができないものとする。

(1) 許認可等を必要とする業種にあつては、その許認可等を有していない者

(2) 電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受け2年を経過していない者（第1回目の不渡り又は電子記録債権が支払不能となって6か月を経過していない者を含む。）

(3) 福岡県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の代位弁済先で保証協会に求償債

務が残っている者（中小企業活性化協議会等が再生計画の策定を支援しており、事業再生が見込める場合を除く。）

- (4) 前号の求償債務が残っている者の関係人（第三者保証人で求償債務完済の目途が明らかな場合を除く。）
- (5) 保証協会の保証付融資について、延滞等の債務不履行がある者又はその保証人（恒常的又は反復的な延滞ではなく、一時的に発生した延滞であって事前に解消される場合を除く。）
- (6) 暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(指定金融機関)

第5条 本制度の取扱金融機関は、別表2に定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）とする。

第2章 融資の種類及び手続き

(融資の種類及び目的)

第6条 融資の種類及び目的は次の各号のとおりとする。なお、各資金の融資条件等は、本要綱に規定するもののほか、別表1に定めるところによる。

(1) 緊急経済対策資金

経済情勢の変化等により事業活動に支障を来している、又は、取引先の倒産等により資金繰りに困難を来している中小企業者等に対し、必要な資金の融資を促進することにより、中小企業の経営の安定に資することを目的とする。

なお、別表1-1の(2)の具体的な取扱については、要因の発生をもって必要がある場合に知事が別に定める。

また、別表1-1の(5)及び(6)は国の全国統一保証制度の対象とし、(6)については、事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図ることで、中小企業者の活力の再生を図ることを目的とする。

別表1-1の(7)は、中小企業における経営の承継に伴い、株式や事業用資産の取得等多額の費用を要する事由の発生により事業活動の継続に支障が生じることにに対し、必要な資金の融資を促進することにより、中小企業の事業活動の継続に資することを目的とする。

別表1-1の(8)は、国の全国統一保証制度の対象とし、事業承継（代表者交代等をいう。以下同じ。）の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求しないことにより、中小企業者の事業承継の促進を図ることを目的とする。

(2) 経営改善借換資金

別表1-2は、国の全国統一保証制度の対象とし、借換えや新たな資金需要に応えらると共に、金融機関が中小企業者等に対して継続的な伴走型での支援を行うことで、中小企業者等の経営の安定や収益力改善を図ることを目的とする。

(3) 新規創業資金

創業する個人又は会社が必要とする事業資金の融資を促進することにより、地域の産業振興に資することを目的とする。

(4) 経営革新支援資金

新分野への進出、経営の革新等、自ら頑張る中小企業者等又は特定事業者に対し必要な事業資金の融資を促進することにより、中小企業の発展に資することを目的とする。

る。

(5) ふくおか県政推進サポート資金

県が推進する施策へ参画する中小企業に対し必要な事業資金の融資を促進することにより、中小企業の振興に資するとともに、県が推進する施策への中小企業の積極的な参画を促すことを目的とする。

(6) アジアビジネス展開支援資金

アジアへのビジネス展開に必要な事業資金の融資を促進することにより、中小企業の海外への販路拡大等を図ることを目的とする。

(7) 小規模事業者振興資金

小規模企業者に対する事業資金の融資を促進することにより、その経営の安定に資することを目的とする。

なお、別表1-7-2は、国の全国統一保証制度の対象とする。

(8) 長期経営安定資金

中小企業者等の経営の安定に必要な長期事業資金の融資を促進することにより、中小企業の振興に資することを目的とする。

なお、別表1-8-2は、国の全国統一保証制度の対象とする。

(9) 短期運転資金

中小企業者等の経営に必要な短期運転資金の融資を促進することにより、中小企業の経営の安定と発展に資することを目的とする。

(信用保証)

第7条 融資は、保証協会の信用保証に付するものとする。ただし、前条第8号(別表1-8-2は除く。)及び第9号に規定する資金で株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)の融資並びに前条第9号に規定する資金のうち信用組合が行う融資については必要に応じ保証協会の信用保証を付するものとする。

(融資の手続等)

第8条 借入れを希望する者は、借入れようとする資金の区分に応じ、別表1に掲げる書類を同表に掲げる受付機関に提出するものとする。

2 融資の申込を受けた金融機関は、審査の上、融資を適当と認めたときは、保証協会所定の保証依頼書を保証協会に送付するものとする。ただし、前条の規定により、信用保証を付さない融資の場合を除く。

3 保証依頼を受けた保証協会は、審査の上、融資を適当と認めたときは、信用保証書を金融機関に送付するものとする。

4 第6条第1号、第3号及び第4号に規定する融資の申込を受けた商工会議所又は商工会は、調査の上、保証協会所定の融資あっせん書を付し、指定金融機関へ融資あっせんするものとする。

5 第6条第4号に規定する融資に係るもので、保証協会が必要と判断する場合は、経営革新支援資金審査会の意見を聴取し、審査を行う。

6 第6条第7号に規定する融資の申込を受けた商工会議所又は商工会は、調査の上、保証協会所定の融資あっせん書を付し、指定金融機関へ融資あっせん又は保証協会に送付するものとする。

送付を受けた保証協会は、審査の上、融資を適当と認めたときは、信用保証書を付し、金融機関に送付するものとする。

7 第6条に規定する融資のうち組合に係るものは、福岡県中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)に申込書を提出するものとし、中央会は内容調査の上、保証協会所定の融資あっせん書を付して、商工中金に融資あっせんするものとする。

(融資の決定)

第9条 融資の決定は、指定金融機関が行う。

(事業着手の確認)

第10条 第6条第3号の融資について、保証協会は、事業着手状況を確認後、信用保証書を指定金融機関へ送付するものとする。

(両建て預金の禁止)

第11条 指定金融機関は、融資にあたって両建てを条件としてはならない。

(返済方法)

第12条 返済は、原則として月賦返済とする。ただし、第6条第7号若しくは第6条第9号の融資又は第6条第8号の融資のうち、特段の事情があり、かつ、保証債務の確実な履行が認められる場合については、一括又は分割返済できるものとする。

(資金の取扱い及び調査)

第13条 保証協会及び指定金融機関は、この融資の取扱いについて他の業務との区分を明確にしなければならない。

2 知事は、必要に応じ保証協会及び指定金融機関に対して関係書類の調査を行うことができる。

(運用状況等の報告)

第14条 保証協会、商工中金及び第6条第9号の融資を行う信用組合は、毎月末現在におけるこの資金の運用状況を別に定める様式により、翌月10日までに知事に報告しなければならない。

ただし、知事が必要と認めるときは、指定金融機関（商工中金及び第6条第9号の融資を行う信用組合を除く。）は、知事が定めるところにより、この資金の運用状況を知事に報告しなければならない。

2 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であって、保証協会から保証承諾を受けた場合は、指定金融機関は、貸付を実行した日から最大5年にわたりモニタリングを行い、半年に一度、保証協会に対して保証協会所定の業況報告書を提出するものとする。

ただし、別表1-8-2に掲げる融資対象者について、報告時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

3 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第6項の特例中小企業者であって、保証協会から保証承諾を受けた場合（保証期間が1年以内である場合を除く。）は、指定金融機関は、貸付を実行した日から最大5年にわたりモニタリングを行い、半年に一度、保証協会に対して保証協会所定の業況報告書を提出するものとする。

ただし、同項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）中であるときは、原則として当該期間終了後に提出するものとする。

4 別表1-2に掲げる融資対象者について、指定金融機関は、経営行動計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を報告するものとする。

5 指定金融機関が前3項の業況報告書を提出していない案件（第3項ただし書きに該当する案件を除く。）に係る代位弁済請求を行う場合、保証協会に対して業況報告書を提出していない理由を記載した書面を提出するものとする。

第3章 雑 則

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和10年度までの融資について適用する。